

監査委員についての反対討論（要旨）

2005年3月議会

2005/3/23

ただいま上程されました、監査委員に自民党の市ヶ谷誠氏と公明党の成尾信春氏を選任する人事同意議案について、わが党は反対し、討論いたします。

地方自治法には、監査の役割として、その執行が、地方自治法第2条の第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか特に意を用いなければならないとされており、それは地方公共団体の努力義務としての住民の福祉の増進と能率性という2点であります。

私は、この2年間、委員会や本会議での審議の様子を見てまいりました。自民党県議団は、審議の過程ではそれなりの意見は述べながらも、最終的には知事の提案する議案に対して、最大会派として議案提案権を持ちながらも、ただの1度も修正提案も行わず、住民の福祉増進に反すると思われる議案にも全て賛成の立場をとってきています。この状況を考えたとき、監査委員として求められている「住民の福祉の増進を図る」という観点からみた厳正・公正な監査は期待できないと思われれます。

公明党県議団については、過去、本県議会では、全ての議案にオール賛成という立場ではありませんでした。しかしながら、本県の財政にも大きな影響を与えている三位一体改革をはじめとして、年金制度の改悪、憲法改悪や消費税増税の動きなど、国によって国民の負担増の政策が進められている中で、公明党は、与党として小泉内閣を支えている役割を果たしております。

また、本県においても、以前は反対されていた使用料・手数料などの値上げの議案も含めて、現在ほとんどの議案に賛成であり、事実上県政与党といってもよい役割を果たしており、自民党と同様に、「住民の福祉の増進を図る」という観点からみた厳正・公正な監査は期待できないと思わざるをえません。

以上の理由で、両氏の監査委員の選任に、賛成できないことを申し述べ討論いたします。